



# 特別支援教育における保護者の 権利に関するガイドライン

特別支援教育の手続き上の保護条項に関する通知

2017年4月

**Ohio** | Department  
of Education



## 特別支援教育について

3歳から21歳までの生徒のための特別支援教育は、連邦および州の要件に基づいています。連邦政府の要件は、個別障害者教育法（IDEA）と呼ばれています。州の要件は、オハイオ州 障害児童教育機関に対する運営基準（オハイオ州 運営基準）と呼ばれています。

このガイドは、保護者の権利とお子さまの権利をIDEAとオハイオの運営基準に従って理解するためのものです。また、お子さまの特別支援教育に関するサポートとサービスを理解するのに役立つ情報とリソースも提供しています。

お住まいの地域の学区も、この法律下における保護者の権利を理解する支援をします。このガイドの情報について質問がある場合は、地区の特別支援教育責任者までお問い合わせください。

## 特別支援教育機関の連絡先

地区：このインタラクティブセクションに以下の情報を追加してください：

特別支援教育責任者：

電話番号：

メールアドレス：

## オハイオ州教育省 特別支援教育関連連絡先

（電話番号）614-466-2650

（フリーダイヤル）877-644-6338

（ファックス番号）614-728-1097

25 S. Front Street, Mail Stop 409

Columbus, Ohio 43215

[Exceptionalchildren@education.ohio.gov](mailto:Exceptionalchildren@education.ohio.gov)

テレタイプライター（TTY）を使用している場合は、（800）750-0750でOhio Relay Serviceにお電話ください。

追加の連絡先情報 <http://bit.ly/2hgiNa1>

## 保護者の権利に関する当ガイドの紹介

個別障害者教育法（IDEA）は、障害を持った学生の権利とその保護者の権利を保護するものです。このガイドでは、これらの権利について説明しています。お子さまが特別支援教育のサービスを受ける場合、学校は年に1回、保護者の方にガイドのコピーを渡す必要があります。また、次の場合において保護者の方はコピーを受け取る必要があります：

- お子さまが障害を持つ可能性を考慮し、評価を受けるよう依頼する場合。
- 該当する学区が、お子さまが障害を持つ可能性があると見なし、評価を受けることを推奨している場合。
- オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに書面で不服申立てを提起（提出）した場合、またそれが年度初の申立てである場合。
- オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスで、お子さまの教育に関する適法手続きのヒアリングを目的に書面で申請書を提起（提出）した場合、またそれが年度初の申請である場合。
- お子さまが懲戒的（行動的）な理由で学校から退学させられ、現在の年度内に10日以上停学させられている場合。
- ガイドのコピーを希望する場合。



## 目次

一般情報.....	5
告知に基づく保護者の同意 お子さまは特別支援教育の対象となりますか? 独立機関による教育的評価 書面による事前通知	
教育記録 .....	10
記録の利用しやすさ	
紛争解決 .....	12
紛争解決プロセス 早急な申立て解決 ファシリテーション 調停 州への不平申立て 州への申立てプロセス 適法手続きの申立て 適法手続き タイムラインとプロセス 適法手続きの解決 ヒアリングプロセス 決定への抗議 適法手続き中におけるお子さまの状態 弁護士費用	
懲戒.....	29
障害児の懲戒手順 障害徴候有無の決定 暫定的な代替教育環境	
保護者が公費のみを利用した私立学校への障害児の配置 .....	32
償還決定プロセス	
障害児向けの奨学金プログラムに関する保護者への通知 .....	33
どのような場合に通知を受けるか	

## 一般情報

### 告知に基づく保護者の同意

告知に基づく保護者の同意とは、保護者および地区により任命された代理の保護者が、学区が何らかの行動を起こすことを書面で許可することを意味します。また、許可した場合、地区は提案する行動に関する情報を保護者に伝える義務があります。該当する学区は、お子さまの特別支援教育に関連する特定の事項を行うため、書面にて保護者からの許可を得る必要があります。学区は、以下のことを行う場合に保護者の書面による同意を得る必要があります：

- お子さまが特別支援教育および関連サービスを必要としているかを調べるため、学区がお子さまの評価を初めて行う場合。
- 地区がお子さまに対し、個別教育プログラム（IEPとも呼ばれる）に記載されている特別支援教育サービスを初めて行う場合。
- お子さまのニーズが変わったかどうかを調べるため、地区がお子さまの再評価を行う場合。
- 地区がお子さまの追加的評価を行う場合。例として、機能的行動評価が挙げられます。
- 地区がお子さまの教育上の配置を変更する場合。これは、場所の変更ではなく、お子さまの教育プログラムの変更を意味します。
- 地区が州または連邦法に記載されている以外の人物に、お子さまに関する情報を提供する場合。

#### 代理保護者とは？

代理保護者とは、特別支援教育サービスの適格受給資格に関するすべての問題において、障害児を代表できる個人を指します。

お住まいの学区では、次のいずれかが発生した際に代理保護者を任命します：

- 保護者が特定できない場合。
- 学区が、一定の努力を行った末保護者を見つけることができなかった場合。
- お子さまに付き添う人がおらず、家がない場合。
- お子さまが州の保護を受けている場合。

次のうちいずれかの場合は、告知に基づく保護者の同意は必要ありません：

- 地区が、評価または再評価プロセスの一環として既存の学生情報を見直す場合。
- 地区が、すべての学生に対し行われている評価をお子さまに実施する場合。



告知に基づく保護者の同意を実施するために、学区は以下のことを行う必要があります：

- 意思決定に必要なすべての情報を得られるために、保護者の母国語、または理解を確実にする別のコミュニケーション形式を使用すること。
- 学区の活動を保護者が理解した上で書面にて同意し、同意書に活動内容が詳述されていると確認すること。また、保護者の同意は、活動内容に加えお子さまの記録が共有される人物についての同意内容も含まれます。
- 同意は保護者自身の選択によって行われていること、またいつでも同意の意思を変えられることを本人が理解していると確認すること。
- 同意を撤回した場合、学区は許可を受けてから撤回されるまでに行った活動を取り消す必要がないと、保護者が理解していると確認すること。

## 同意の取り消し

同意の取り消すとは、保護者による許可を撤回することを意味します。 お子さまのIEPで提供されている特別支援教育サービスを今後受けることを希望しないと判断した場合、いつでも同意を撤回することができます。 これは **書面**にて行う必要があります。

その場合、学区は：

- お子さまへのIEP特別支援教育サービスの提供を止めなければなりません。ただし、サービスの提供を中止する前に、学区はサービスの停止を書面で保護者に通知しなければなりません。学区により送られる通知は、書面による事前通知と呼ばれます。この書面による事前通知は、本書9ページの「書面による事前通知」のセクションに記載されている要件を満たしている必要があります。

学区が、お子さまへの特別支援教育サービスの提供中止を告げる事前書面通知を提出し、サービス提供が中止されると、お子さまは特別支援教育の対象とみなされず、一般教育の学生とみなされます。



## お子さまは特別支援教育の対象か？

資格を持つということ、簡潔にいうとお子さまが1つ以上の障害のために特定の教育サービスを必要とすることを意味します。個別障害者教育法（IDEA）は、障害児に特別支援教育および関連サービスを受けるよう要求しています。この法律に基づき障害を持つ生徒とみなされるにあたって、お子さまは次の障害カテゴリーのうち1つ以上に該当するために特別支援教育および関連サービスを必要とすることが条件となります：

- 知的障害
- 聴覚障害
- 発話または言語障害
- 視覚障害
- 情緒障害
- 整形外科的障害
- 自閉症
- 外傷性脳損傷
- その他の健康障害
- 特定の学習障害
- 難聴
- 盲ろう
- 複数の障害
- 発育遅延

### 母国語またはその他の伝達方法

保護者が出席するすべての会議、お子さまの評価や受け取る通知はすべて、母国語、または保護者が使用する他の伝達方法で伝えられなければなりません。

お子さまの評価に使用されるすべてのテストやその他の資料は、お子さまの母国語か、お子さまの知っていること学業的、発達の、機能的に何ができるかについて正確な情報を学区に与えるための、別の伝達方法である必要があります。

### 学区にお子さまの評価を依頼

お子さまが教育に影響を与える障害を持っていると思われる場合は、学区に特別支援教育の対象となるかどうかを評価するよう依頼することができます（IDEAの障害児とみなされます）。また、学区の職員はお子さまが特別支援教育を必要としていると判断した場合、お子さまの評価を希望するかどうかをいつでも尋ねることができます。どちらの場合でも、学区が書面で保護者の許可（同意）を得た後、60日以内に初期（最初の）評価を完了する必要があります。

### 州の保護を受けているお子さまの場合

お子さまが*州の保護を受けており*親と同居していない場合、学区は以下の状況で子供が障害児であるかどうかを判断するために、初めて評価を行うにあたり親の同意を得る必要はありません。

- 一定の努力の末、学区が保護者を見つけることができない場合
- 両親の親権が解消されている場合
- 裁判官により、両親の親権が初めの評価に同意した個人に割り当てられた場合

## 独立機関による教育的評価（IEE）

独立した教育評価（IEE）も外部評価と呼ばれます。学区は、お子さまに対してすでに独自の評価を行っており、保護者が学区の評価に同意しない場合に限り、外部評価を行います。その目的は、お子さまが特別支援教育を必要としているか、それが引き続き必要かを調べることです。この外部評価にあたりお子さまを評価する人物は、お子さまの学区で働いていない人物です。保護者には、お子さまのための外部評価をいつでも手配し、費用を支払う権利があります。学区の評価を却下して外部評価を求めた場合、学区は不要な遅滞なく以下のうちいずれかの措置を取る必要があります：

- ・ 保護者自身でお子さまの外部評価を行える場所を開示しておくこと。また、学区がその費用を負担するために必要な基準を通知すること。学区の同意に基づき外部評価を受けた場合、学区が費用を負担すること。
- ・ 学区が保護者の要求に同意しない場合は適法な審問（21ページ参照）を行うため、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに要請を提出しなければなりません。これは、学区が自身で行ったお子さまの自己評価が適切であると考慮しているためです。

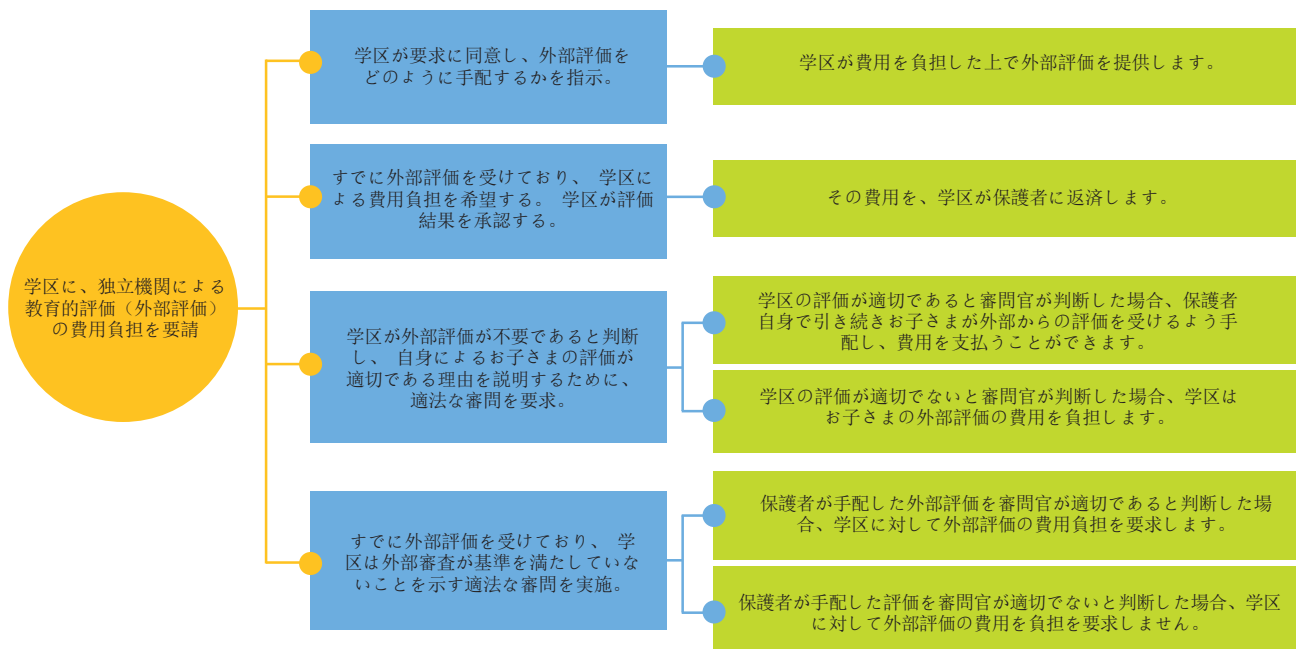
### 外部評価の基準

保護者が手配し学区が費用を負担する外部評価には、学区が実施した評価と同様の基準が適用されます。これらの基準には、お子さまが評価のために行く場所、およびお子さまの評価を行う人物の経験が含まれます。学区の基準を満たす外部評価を行う場合、学区が費用を全額負担する必要があります。

お子さまの外部評価を要求した場合、学区は保護者の評価について異議を申し立てる理由（外部評価を希望する理由）を尋ねることがありますが、希望しない場合は説明する必要がありません。学区によって行われたお子さまの評価の結果に同意しない場合、学区が費用負担し依頼できる外部評価は、一度の評価につき一つのみです。

お子さまが学区基準を満たす外部評価を受けたら、その費用の負担者が誰であろうと、学区はその評価の結果を検討し、どのようにして無料の適切な公立教育（FAPE）を提供するかを決定する必要があります。

次のグラフは、外部評価を要求する際に発生するさまざまなシナリオを示しています





## 書面による事前通知

### 概要

特定の行動を提案または拒否する前に、学区は十分な時間を確保した上で、書面による通知（書面による事前通知）を行わなければなりません。対象となる行動には、お子さまの身分証明、評価または教育上の配置の開始または変更、および学区による無料の適切な公的教育の提供が含まれます。書面による事前通知は、特別支援教育にあたり必要なものです。

### 書面による事前通知の内容

書面による事前通知は、保護者が内容を把握した上でお子さまの教育サービスの決定に参加するよう、十分な詳細を提供するものでなければなりません。具体的には、このページ右側のボックスに記載されているような一定の内容が事前通知に含まれている必要があります。

### 理解可能な言語での事前通知

事前通知は、一般の人が理解できる言語で提供する必要があります。また、明らかに効果的でない場合を除き、受信者の母国語やその他の伝達方法で書かれていなければなりません。

保護者の母国語またはやその他の伝達方法で書かれていない場合、その条件を守るため学区は内容を口頭で翻訳するか、別の伝達方法を使用し説明する必要があります。また、学区は書面による事前通知が適切に翻訳され、保護者がその内容を理解したことを書面で示す必要があります。

### 事前通知が含むべき項目：

- 学区がにより提案または拒否された行動の説明。
- 学区がその行動を提案または拒否した理由の説明。
- 学校が決定するにあたり使用した各評価手順、評価、記録または報告の説明。
- 保護者がIDEAの適法な保護措置の下で保護を受けていること、そして通知が評価に関する初めの照会内容でない場合は、保護者が適法な保護措置に関する説明を得られる方法。
- IDEAの要件を理解するため、保護者がサポートを求められる問い合わせ先。
- IEPチームが検討した他の選択肢の説明、および元の選択肢が却下された理由。
- 学区の提案または拒否に関連する、その他の要因の説明。



# 教育記録

## 記録の利用しやすさ

家庭教育権とプライバシー法（FERPA）とは、お子さまの教育記録を検査し、見直す権利を保護者に与える連邦法です。FERPAにより保護される権利は、生徒が18歳になったとき、または高等教育機関（大学など）に入学するときのいずれかにおいて権利が保護者から生徒本人に移ります。

### 教育記録とは？

生徒に関する特定の情報がFERPAによって保護されているかどうかは、その項目が教育記録の意味に一致しているかどうかによって決まります。FERPAは、教育記録を次のように定義しています：

1. 特定の生徒に直接関連する記録。学校によっては、個人特定情報と呼ぶ場合もあります。
2. 教育機関（例：学区など）またはその代理教育を行う代理人によって保管されている記録。

### 記録の保持と秘密性

教育記録はさまざまな方法で保持されます。いくつかの例を紹介します：

- 手書き
- 印刷物
- コンピューター
- ビデオまたは音声テープ
- フィルム、マイクロフィルムまたはマイクロフィッシュ

生徒の記録は秘密性が守られ、**非公開**となります。学区または代理の者は、お子さまの記録を収集、保管、放棄または破棄する際に、記録のプライバシーを保護しなければなりません。

### お子さまの記録の見直し

学区は、お子さまの教育記録について不必要な遅滞なく、またIEPチーム会議や保護者が関与している適法手続きの進行前に、見直しを許可する必要があります。学区は、要求日から45日以内に記録を閲覧できるようにしなければなりません。

保護者には、**自分**のお子さまに関する記録情報だけを見直す権利があります。また、学校にお子さまの記録に関する説明を求める権利があります。保護者の代理人（友人や弁護士など）に、記録の調査を依頼する権利があります。

学区はお子さまの記録のコピーを提供することがあります。しかし、コピーを渡さないことで保護者の記録を見直す権利を行使することができない場合、学区は保護者にコピーを提出する義務がありません。保護者はいつでも、費用を支払い記録のコピーを受け取る権利があります。

個人特定情報には以下ものが含まれます：

- お子さまの名前
- ご家族の名前
- お子さまの住所またはご家族の住所
- お子さまの社会保障番号、生徒番号または生体認証記録など
- の個人識別情報生年月日、出身地、母親の旧姓、人種、民族性など、お子さまを特定する
- その他の間接的方法特定の生徒に関係している、または関連付けられる情報で、関連する状況を把握していない、教育コミュニティ内の適切な人物が確実に学生を特定できるその他の諸情報
- お子さまの身元を知っていると学校が判断する人物
- が要求する情報FERPAが定義するその他の例



## 教育記録の変更

保護者には、お子さまの教育記録の間違った情報や誤解を招くような情報を変更するよう学区に依頼する権利があります。学校は、保護者の要求に応じて（保護者が依頼をしたのみで）教育記録を変更する必要はありませんが、要求を考慮する必要があります。保護者の依頼通りに学校が記録を変更しないと決定した場合、学校は保護者にその件について審問を行う権利があると伝えなければなりません。

審問の後も学校が教育記録を変更しないと決定した場合、保護者はその事実に関する記述を記録に含める権利を持ちます。この記述は、お子さまの記録の一部として残さなければなりません。お子さまの記録に記入するという選択肢は、*記録に間違った情報が含まれている場合にのみ存在します*。このような記述を使用し、お子さまの成績、個人の意見、または学校によるお子さまの実質的決定に申立てをすることはできません。

## 教育記録の共有

通常、学区はお子さまを識別できる教育記録を保護者以外と共有する必要がある場合、書面による許可を得る必要があります。ただし、保護者の許可が必要ない場合もあります。学区が記録を共有するにあたり、書面による許可が必要ない場合の詳細については、米国教育省ウェブサイト [www.ed.gov](http://www.ed.gov) にて、[FERPAの保護者向け一般ガイダンス](#)を参照してください。



# 紛争解決

## 紛争解決プロセス

障害児の教育に関する懸念がある場合、まず初めのステップは、該当の学区に支援を求めることです。始めるには、教師または学区の特別支援教育責任者に連絡してください。思っていることを、その人物に話しましょう。懸念事項に関し保護者と学区が合意しない場合、問題を解決するために協力できる方法があります。

これらのプロセスには、該当の学区が使用する正式名称がありますが、このガイドによりこれらの名前の意味、および保護者と学校がどのようにお子さまの手助けができるかをご理解いただけます。次のセクションでは、学区とともに取り組むにあたり使用できるプロセスまたは方法について説明します。

### 不服審査

障害児の教育に関する学区の決定に同意しない場合は、学区の行政に異議を申し立てることができます。これに応じて、学区監督者（または指名された人物）が不服審査を行います。この審査には、行政審問が含まれる場合があります。

審査と行政審問はどちらか一つが実施されている場合、参加を要するすべての参加者に適した時間と場所で行わなければなりません。保護者と学区の両者は、審査や審問会に他の人を招待することができます。たとえば、家族や友人、特別支援教育の知識を持つ人、弁護士などです。お子さまが郡の発達障害委員会または他の公立教育機関によって運営されているプログラムの教育を受けている場合、学区は審査のために理事会または代理教育先に相談しなければなりません。

状況を見直す際には、お供さまの教育に関する意見の不一致を解決するため、あらゆる努力をする必要があります。監督（または指名人）は、両者の意見聞いた上で決定を下します。決定が下されると、監督は内容を書面にて保護者に通知しなければなりません。これは、学区がめて保護者の懸念事項を受け取ってから20日以内に行わなければなりません。

### 試行可能な追加のプロセス

このプロセスの完了後も、保護者と学区が問題の解決方法について合意しない場合は、追加的に試すことができるプロセスがあります。他の紛争解決プロセスに移行する前に不服審査を要求する必要はありませんが、行うことが推奨されます。問題解決に使用できる追加的オプションがあります。懸念事項を解決することに役立つ追加ツールを依頼するにあたりご要望に、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスが支援します。また、以下の組織も保護者への支援を提供します：

- お住まいの州のサポートチーム（地域番号\_\_\_\_\_）（電話番号\_\_\_\_\_）。  
州のサポートチームの、保護者および家族コンサルタントがご協力します。
- お住まいの地域のペアレントメンター（該当の学区にいる場合）。
  - ペアレントメンターは、障害児や学区の家族に情報と支援を提供します。ペアレントメンターは学区の従業員であり、障害のある子どもの親としての存在でもあります。
  - 詳細については、\_\_\_\_\_までお問い合わせください。
- 障害児教育のためのオハイオ連合（OCECD）
  - OCECDは、オハイオ州の障害を持つ小児、幼児、子供および青少年の家族、および対象となる人々にサービスを提供する教育者および代理教育機関にサービスを提供する全州的非営利団体です。OCECDのプログラムは、保護者が十分な情報を受け、すべての教育環境においてより有効にお子さまを代表できるよう支援します。
  - 詳細は、（740）382-5452でOCECDまで連絡するか、OCECDのウェブサイトをご覧ください：[www.ocecd.org](http://www.ocecd.org)。

## 早期の苦情解決

早期の苦情解決は、学区との相違を略式的に、通常は他の紛争解決オプションの利用を開始する前に解決する目的で行われます。オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスは、お子さまの教育に関する質問と懸念に保護者が向き合うことを支援します。

オハイオ州教育省は、書面による申立てや適法な審問などの正式なプロセスを求める前に、早期のクレーム解決をするよう奨励しています。お子さまの教育に関する質問や懸念事項に対処するにあたって、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスへ連絡することができます。早期の苦情解決について話をするには、オハイオ州教育省にお問い合わせください：

- 電話：（614）466-2650、または（877）644-6338でフリーダイヤル。または
- メール：[exceptionalchildren@education.ohio.gov](mailto:exceptionalchildren@education.ohio.gov)。

## ファシリテーション

特別支援教育のためのお子さまの評価や再評価、または個別教育プログラム（IEP）に関する懸念がある場合は、ファシリテーションというオプションが役立つことがあります。

ファシリテーションとは、お子さまの評価やIEPチーム（保護者の方もメンバーです）の会議に、ファシリテーターの参加を手配するよう教育省に依頼することです。学区はまた、お子さまの特別支援教育に関連するこれらの会議において、ファシリテーターの参加を要請することもできます。会議にファシリテーターが出席するには、保護者と学区両者からの同意を得る必要があります。

### ファシリテーションの目的

ファシリテーションは、個別の教育プログラムに関するチーム会議、評価計画会議、評価チーム会議などのチーム会議で行われます。ファシリテーターはチームに属さない中立的な第三者であり、チームの意思決定をしません。ファシリテーターが出席することで、チームの生産性が高まり、学生に焦点を当てることができます。ファシリテーターは、特別支援児童オフィスによって、特別支援教育のプロセス向けに訓練されたプロの仲介者です。

いつでもファシリテーションを依頼することができます。依頼するには、保護者と学区の両者がファシリテーターの参加に同意する必要があります。両者が同意した場合、特別支援児童オフィスにより、会議を指揮するファシリテーターの選択肢が提供されます。保護者と学区がファシリテーターの選択に合意できない場合、オフィスにより割り当てられます。ファシリテーションのために、保護者や学区が費用を負担することはありません。

ファシリテーターは：

- 中立的な第三者であり続けます（保護者または学区のどちらかに偏り味方することはありません）。
- 専門的な訓練を受けた仲介者（紛争解決を円滑化する有資格者）です。
- 特別支援教育に関する法律や要件についての訓練を受け、知識を持っています。
- お子さまのIEPや評価チームの一員ではありません。
- 意思決定をしません、解決策を見つけるようチームを導きます。
- 保護者と学区間の対話を促進します。
- 会議を軌道に乗せ、誰もがプロセスを尊重するようにします。
- チームの焦点をお子さま、およびお子さまのニーズに集中させます。



## ファシリテーションについて覚えておくべき重要ポイント:

- ファシリテーションは任意的に行うものです。
  - 両親と学区が、このプロセスの一部を担うことに同意しなければなりません。ファシリテーターの会議への出席を両親と学区が同意しても、会議にて保護者は必ずしも学区や最終的な会議の成果に同意する必要はありません。保護者は常に自分の意見を持つことができます。
- ファシリテーション付きの会議中に得られた合意は、一般的に拘束力があります。決定が相互的に行われた後、保護者と学区の両方が同意内容に従わなければなりません。
  - 保護者および学区がお子さまの評価またはIEPについて署名する文書は、他のIEPや評価チームの会議で署名した文書と同じ重要性を持ちます。

ファシリテーションの詳細については、オハイオ州教育省のウェブサイト ([education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)) にアクセスし、ファシリテーションと検索してください。

### ファシリテーションを要求する

学区がこのプロセスに参加する意思があるかどうかについては、学区の特別支援教育責任者にお問い合わせください:

\_\_\_\_\_。両当事者がファシリテーションの参加に同意した場合、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに連絡してください。

- 電話: (614) 466-2650、またはフリーダイヤル (877) 644-6338。
- メール: [exceptionalchildren@education.ohio.gov](mailto:exceptionalchildren@education.ohio.gov)。

## 調停

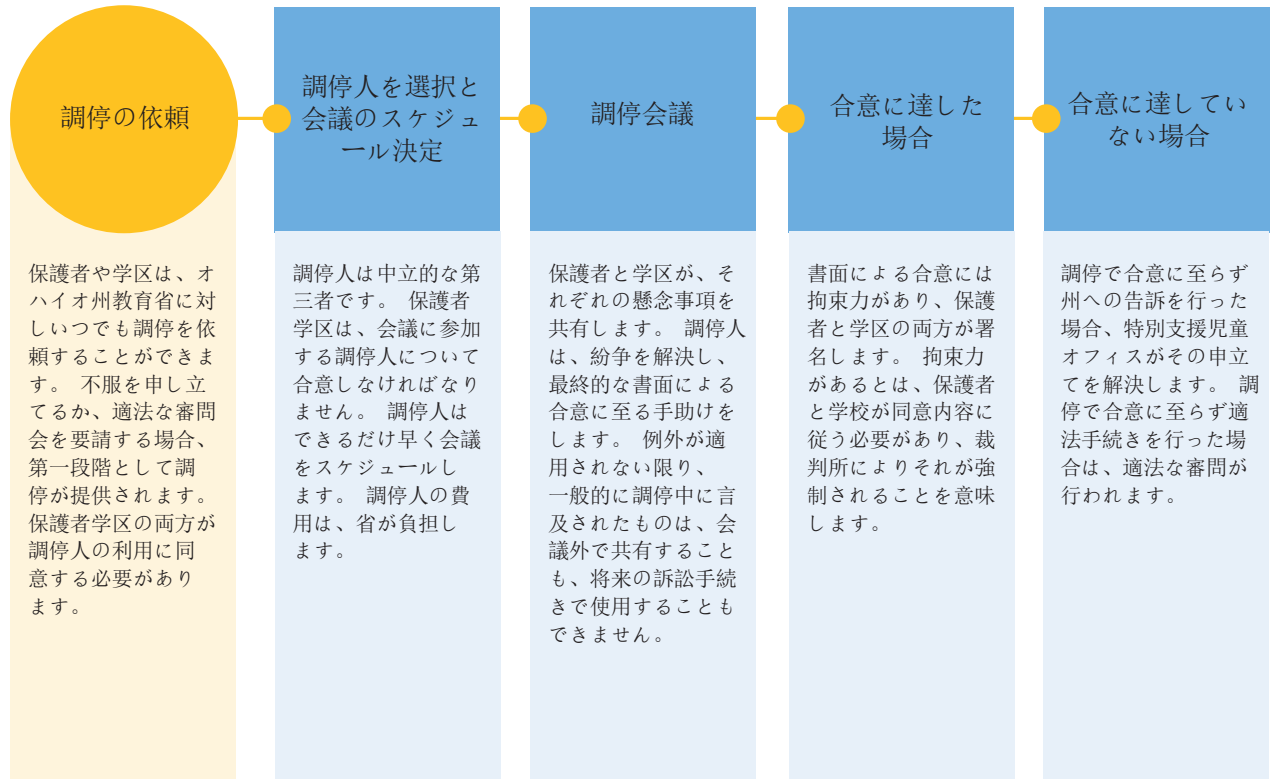
調停は、障害をもつ学生、または障害をもつ可能性がある学生の教育に関して合意に達するため、中立的な第三者の専門家の会議への参加に保護者と学区が同意した場合には行われます。第三者とは仲介者とも呼ばれ、一方に味方せず、保護者または学区の代理で働いたり、行動したりしない人物を指します。お子さまの特別支援教育に関し意見の不一致があるときはいつでも、調停は保護者と学区のための一つの選択肢となります。

### 調停は無料で、いつでも要求できます

調停はいつでも要求することができます。調停が要求された場合、保護者と学区の両者がこのプロセスに参加することに同意する必要があります。両者が参加に同意すると、特別支援児童オフィス(OEC)が調停会議を指揮する調停人の選択肢を提供します。保護者と学区が調停人の選択において合意できない場合、OECが調停人を割り当てます。調停人は、お子さまの特別支援教育に関する問題をどのように解決するべきであるか指示することはできません。むしろ、調停人は保護者がお子さまに関わる懸念事項についての話し合いを行い、解決策を見つける手助けをする役割を果たします。

正式に不服申立てを行うか、適法な審問会(17-25ページ参照)を求める場合は、オハイオ州教育省は第一段階として調停の利用を考慮するようすすめます。保護者や学区が調停の費用を負担することはありません。





## 調停人は：

- 中立的な第三者であり続けます（保護者または学区のために働くことはありません）。
- 決定を下すことはできません。 そうでなく、調停人は保護者と学区がお子さまの教育に関わる問題を解決する手助けをします。
- 書面による調停合意を決定するために保護者や学区と協力します。
- 調停会議を軌道に乗せ、すべての人がプロセスを尊重するよう促進します。
- 全員が学生や学生のニーズに焦点を当てるようにします。
- 保護者と学区間の対話を促進します。

## 調停について覚えておくべき重要なポイント

- 調停は任意的に行うものです。
  - 両親と学区が、このプロセスの一部を担うことに同意しなければなりません。 両親と学区が調停への参加に同意しても、会議にて保護者は必ずしも学区や会議の成果に同意する必要はありません。
- 調停の内容に関しては秘密性が保たれます。
  - 例外が適用されない限り、調停会議で言及された内容はすべて一般に対し機密（非公開）のままであり、後々使用することはできません。
- 調停中に行われた書面による合意は、一般的に拘束力があります。 これは、決定が相互的に行われた後、保護者と学区の両方が書面に記載された合意内容に従わなければならないことを意味します。
  - 保護者および学区がお子さまの評価またはIEPについて署名する文書は、他のIEPや評価チームの会議で署名した文書と同じ重要性を持ちます。

## 調停のを依頼

学区がこのプロセスに参加する意思があるかどうかについては、学区の特別支援教育責任者にお問い合わせください：

\_\_\_\_\_。 両当事者が調停への参加に同意した場合、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに連絡してください。

- 電話：（614）466-2650、またはフリーダイヤル（877）644-6338。
- メール：[exceptionalchildren@education.ohio.gov](mailto:exceptionalchildren@education.ohio.gov)。





## 州への申立て

お子さまの特別支援教育に懸念がある場合は、学区または他の公的機関に対し書面による正式な申立てを行い、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに提出することもできます。

### 州への申立てには費用がかかりません

州への申立てには費用がかかりません。州への申立てのプロセスでは、一般的に適法な審問会よりも迅速に問題が解決され、対立的（または対面的）ではありません。州への申立てを行うには、署名された書面による申立書（原本）を特別支援児童オフィスに送り、コピーを学区に直接送付する必要があります。

申立書には、連邦または州の特別支援教育要件の違反（個別障害者教育法またはオハイオ州 障害児童教育機関に対する運営基準の違反）が疑われるという旨の記述が含まれていなければなりません。申立書には特定の法律の名称や引用文を含める必要はありませんが、特定の教育要件に違反していると思われる学区の行為または不作為を特定の述べる必要があります。また、該当する学区が特別支援教育要件に違反していると思われる理由を立証するため、申立書には事実を含める必要があります。

### 州への申立て審査

特別支援児童オフィスは、適切に提出された申立書を審査、および必要に応じて調査し、学区がお子さまの教育に関連する特別な教育要件に違反しているかどうかを判断します。また、第三者（保護者以外の人物、または学区以外の機関や組織）はも、学区が学生に関わる特別な教育要件に違反していると考えられる場合は州への申立てを行うことができます。

州への申立ては、申立書にて主張され特別支援教育要件の違反から1年以内であれば、いつでも提出することができます。申立書の提出日から1年以上前に起きた違反に関しては、調査および解決されません。

### 正式に州への申立てを行う方法

特別支援教育に関する正式な州への申立てを希望する場合は、次のうちいずれかを行う必要があります：

- [申立書](#)を記入し、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィスに送る。
- 申立て通知書を書く。
- 特別支援児童オフィス（1-877-644-6338）に電話して申立書を要求し、記入して省に送る。



## 申立書の送付先

申立ては、オハイオ州教育省の特別支援児童オフィス、および学区監督者の両方へ同時に送付される必要があります。

申立書原本を以下宛に送付してください：

The Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Attn: Assistant Director of Dispute Resolution Section  
25 South Front Street  
Mail Stop 409  
Columbus, Ohio 43215-4183

## 一時保留

一時保留とは、州へ申立てを行った問題を保留状態にすることを意味します。保護者と学区が適法審問会に参加していて、保護者または学区が同問題に関して州への申立てを行った場合、オハイオ州教育省はそれを保留にします。つまり、省が州への申立てを解決する前に、適法手続きが終わるまで待つこととなります。適法な審問会の要請を撤回した場合、省は州への申立ての一時保留を解除し、保護者の申立ての解決を続行します。

適法な審問会が行われた上で公平審問官（IHO）の決定が下された後、審問会で決定されなかった申立てが残っている場合にのみ、省は申立てを解決するために一時保留を解除します。



## 州への申立てに含める必要がある項目のチェックリスト

- 学区が連邦または州の特別支援教育要件に違反しているとの記述。
- 申立ての根拠となる事実を含む問題の説明。
- ご自身の連絡先情報と署名。
- 特定の学生に関して特別支援教育違反を主張している場合：
  - 学生の名前と住所
  - 学生の学校名
  - 家をもたない児童または青少年（McKinney-Ventoホームレス援助法の定義に従う）の場合、生徒の連絡先情報および生徒が通う学校名
  - 問題に関連する事実を含む、問題の本質の説明
  - 申立てが提起された時点で当事者が把握していて、可能な範囲での解決策の提案
- 申立てには署名が必要であるため、申立書をファックスまたは電子メールで送信することはできません。
- 匿名の申立書は受け付けられません。

## 州へ申立てを行うプロセス

州への申立てが適切に行われている限りは、審査され、必要に応じて特別支援教育要件の違反が疑われるものかどうか調査されます。特別支援児童オフィスは、申立てを受けた日から60日以内に解決する必要があります。

特別支援児童オフィスは、申立てのプロセスの一部として、以下のことを行います：

- 申立てを審査し、解決にあたり権限があるかどうかを判断する
- 調査を含め、解決すべき申立ての内容を、書面にて申立て者と学区の両方に伝える。
- 申立て内容を解決する別の方法として、申立て者と学区の両方に調停またはファシリテーションをすすめる。
- 申立て内容に関して、さらに必要な情報がある場合、申立て者と学区に求める
- 申立て者や学区が提供した追加文書と情報を検討し、電話にてインタビューを行い、必要があると判断した場合は該当する学区を訪問する
- 学区が申立てに対応し、解決策を提供する機会を学区に与える
- 特別支援教育に関する違反が発生しているか否かの判断を書面にて申立て者と学区に通知する（必要に応じて行う審査と調査が完了した後、および申立てを受理した日から60日以内）

### タイムラインの延長

省は、延長が許される場合は申立ての解決および決定書の発行に60日以上かけることができます。州への申立ての解決にあたって、60日間というタイムラインの延長が行われるのは、以下の場合です：

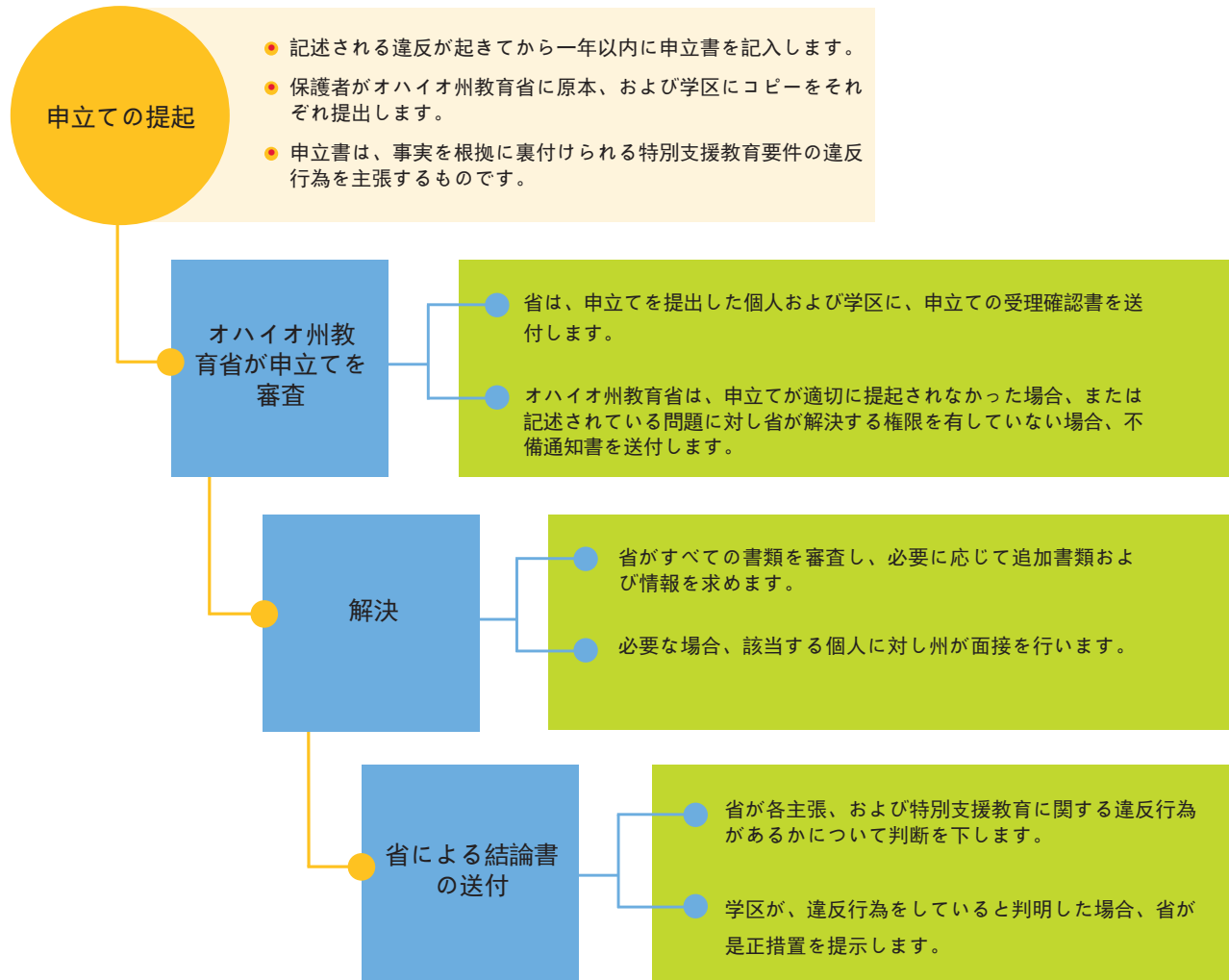
- 申立て者と学区が、調停、ファシリテーションやその他の紛争解決方法を通して解決するために、より多くの時間を費やすことに同意した場合。
- 例外的な状況である場合（特別支援児童オフィスにより、ケースごとに決定されます）。

### 不適切な申立て提起

特別支援児童オフィスに対し、解決を希望する問題に関する必要な情報をすべて揃えていないため、州への申立てが適正に行われていないと判断された場合、または同オフィスがその申立て内容を調査する権限を有しない場合には、手紙を送付します。手紙では、申立てが解決に向けて進んでいない理由、その決定が行われた理由と、そして該当する場合は、適切な申立てとみなされるために新規の申立てとともに提出が必要な情報が説明されています。

### 申立ての再提出

新しい情報を追加して申立てを再提出する必要がある場合は、特別支援教育に関する違反の発生時から1年間以内に、オハイオ州教育省および学区に申立書を送付してください。申立てに記述されている問題に対し省が解決する権限を有しない場合、その問題を対処する適切なリソースが紹介されます。



## 適法手続きの申立ての提起

保護者がお子さまの特別支援教育に関する特定の懸念事項を学区と共に解決する方法の1つとして、学区に対し直接適法な審問会の要請書を提出するとともに、要請書のコピーをオハイオ州教育省に送付することができます。これにより、適法手続きの申立て（適法手続きの要請とも呼ばれる）を提起したことになります。保護者の他にも、以下の人物が適法手続きの申立てを提起できる対象者となります：

- 18歳以上の学生
- 学区
- その他の公立教育機関

### 申立て提起の理由

適法手続きの申立ては、お子さまの特別支援教育における以下の分野に関する懸念事項について提起することができます：

- 障害をもつ児童の特定
- 障害児の評価
- 障害児の教育上の配置
- お子さまに対する無料の適切な公立教育（FAPE）の提供



適法手続きの申立ては、連邦または州の特別教育要件が違反されていることを主張するものでなければならず、問題となっている特別支援教育関連の違反を保護者が（または申立てを提出した公立教育機関）把握した、または把握したと思われる日から**2年以内**に提出しなければなりません。オハイオ州教育省が適法な審問会の申立てを受ければ、同件に関係のある保護者および学区は、適法的審問会に出席する機会を必ず得ます。適法な審問会とは、省が指定する公正無私な審問官が審理を行い、適法手続きとしての申立てを解決するための審問会を行う正式なプロセスです。

### 含むべき情報

適法な審問会を要請するための要請書を、省が提供しています。要請を提出する人物または公立の教育機関は、[省に提供された要請書](#)を使用する必要はありませんが、適法手続きの申立てを提起する際に以下の情報を含む必要があります。

1. 学生の名前
2. 学生の住所または連絡先の情報
3. 学区名
4. 家をもたない場合は、利用可能な連絡先の情報と通っている学校名
5. お子さまに関する特定の問題の説明および、その問題に関連する事実
6. 問題を解決するための案または提案

適法手続きの申立てには、州への申立てクレーム（18ページを参照）と同様に詳細な情報が含まれる必要がありますが、署名は必要ありません。郵便、ファックス、または電子メールにて学区と省に直接送付できます。元の適法手続きの申立てに含まれていない問題は、適法手続きとしての審問会で審理されることはありません。

## 適法手続きの申立ての修正

適法手続きの申立ての修正とは、申立てがすでにオハイオ州教育省に提出された後で内容の更新を行うことです。以下の場合に限り、適法手続きの申立てを修正することができます：

- 他方の当事者が、修正された適法手続きの申立てクレームに書面で同意し、解決会議（解決会議に関しては23ページを参照）を介して問題を解決する機会が与えられた場合
- 公正無私な審問官により承諾を受けた場合。審問官は、適法な審問が始まる5日前までに承諾を与えることができますが、それ以降は認められません。

## 法的手続きのタイムラインおよびプロセス

お子さまの学区に対し適法手続きの申立てを提起した場合、学区はそれを受理してから10日以内に、問題の特別支援教育関連の違反に関して書面での通知または返答を行う必要があります（既にそのような通知を送付した場合を除く）（9ページを参照）。学区が保護者送付する事前通知は、以下の内容を含むものでなければなりません：

- 要求や申立て記述されている行動の説明。これは、学区が行うことを希望していた、または拒否した行動などです。学校がその行動の実施を望んでいた理由、または拒否した理由を学区が説明しなければなりません
- お子さまの評価や記録を行うためのすべての方法、および行動実施の可否を判断するにあたって使用したレポートの説明
- IEPチームがお子さまのために検討した他の選択肢、およびそれらを拒否した理由の説明
- 行動の実施についての判断に関するその他の要因の説明。

学区はまた、無料または低価格で利用できる法的支援や、その他関連するサービスに関する情報を提供する必要があります。

保護者に対し適法手続きの申立てが提起された場合は、10日以内にその申立てに対して返答しなければなりません。回答では、適法手続きの申立ての中で提起されている問題に具体的に言及する必要があります。

## 十分性

適法手続きの申立ては、申立てを受けた当事者が、申立てを提起した当事者および審問官の両方に対し、それが申請要件を満たしていない（不十分である）と主張した場合を除き、十分なもの（適切に提起されたもの）とみなされます。申立てをした当事者は、適法手続きの申立てが受理されてから15日間以内に、その十分性を書面にて再主張しなければなりません。

例えば学区に適法手続きの申立てを提出（およびオハイオ州教育省にコピーを転送）した場合、学区が15日以内に書面にて、申立てが適切でないと審問官に通知しない限りは、十分なものであるとみなされます。そして、審問官は学区による書面通知を受けてから5日間以内に、適法手続きの申立てが十分なものであるか（21ページで説明されている適法手続きの申立てに関する要件を満たしているか）を判断します。審問官は、15日間以内に保護者と学区に書面で決定書を送付しなければなりません。

審問官が保護者の適法手続きの申立てが不十分であると判断した場合は、新しい適法申立てを提起するか、もとの申立てを修正するという選択肢があります。このためには学区が同意し、解決会議を通じて解決する機会を得るか、審問の開始の5日前までに審問官が許可を下す必要があります。

法的手続きの申立てを適切に修正した場合、修正されたものを提出してから、30日間の解決期間（23ページを参照）が開始します。

### 解決期間

解決期間は、法的手続きの申立てを行ってから実際に適法な審問プロセスが行われるまでの期間です。解決期間には、審問会が正式に始まる前に、特別支援教育に関する紛争を解決する機会を再度与える解決会議が含まれます。法的手続きの申立てを提起したにも関わらず解決プロセスに進むことができない場合、適法手続きのタイムラインの開始が遅延されます（詳細については、以下のタイムラインを参照）。

解決期間は、法的手続きの申立てが提起提出された日（または適切に修正された日）から30日間です。30日間を経過した時点で、申立てに対し学区が行った解決に満足できない場合、適法な審問が実施されることがあります。保護者と学区が30日間を過ぎても調停に合意しない限り、30日間の解決期間が終了したら、適法な審問会を行い審問官が決断を下すために45日間のタイムラインが設けられます（24ページを参照）。また、30日間の解決期間は、保護者と学区の間で合意の成立が不可であると書面上で同意された場合、早期に終了することがあります。

30日の解決期間中に、また適法手続きの申立てを受けてから15日以内に、学区は解決会議をスケジュールする必要があります。学区が15日以内に解決会議を開催しない場合、または解決会議に参加しない場合は、審問官に45日間の適法手続きを開始するよう依頼することができます。学区が適法な申立てを提起した場合は、解決会議をスケジュールする必要はありません。

### 解決会議

解決会議の目的は、申立て内容の問題を話し合い、解決のために学区が保護者とともに取り組む機会を得ることです。解決会議を召集する責任は学区にあり、保護者は参加する必要があります。保護者が解決会議に参加しておらず、学区がにより参加不足が書面化した場合、30日間の期間が終了した時点で、学区は審問官に申立て却下するよう求めることができます。

IEPチームから解決会議に参加するメンバーは、保護者と学区が決定します。この会議には、学区内での決定権を持つ学区代表者が参加しなければなりません。

学区の弁護士は、保護者がその出席を希望し限り会議に出席しません。解決会議を行わないことを保護者と学区が書面にて同意しないか、解決会議の代わりとして調停を利用することに同意しない限り、この会議は解決プロセスにおける必須ステップです。保護者と学区は、30日の解決期間を過ぎた時点で調停を行うことができます。この場合、適法な審問会および決定のための45日間のタイムラインは開始しません。

保護者と学区が解決会議で紛争を解決する場合、両者は法的拘束力のある合意に署名する必要があります。その合意は：

- 今後行われることを書面にて述べたものです
- 保護者と学区の代表者の両方が署名します
- 裁判所により施行が強制されます

法的拘束力があるとは、保護者や学区が合意内容に従っていない場合に、従うよう裁判所が要求することができることを意味します。

保護者または学区のいずれかが同意しない場合、合意書に署名した後署名してから3営業日以内であれば、いずれかの当事者が合意を取り消すことができます。

30日間の解決期間が終了する前に保護者と学区が適法手続きの申立てに合意した場合、申立ては終了し、適法な審問会は行われません。

## 審問プロセス

適法な審問会は、保護者と学区にとって十分に都合のよい場所と時間でスケジュールし、実施しなければなりません。審問の過程で話し合いが必要などきはいつでも、審問官は保護者と学区に同時に連絡します。つまり、公平無私審問官、保護者、および学区の間の連絡はすべて、別々ではなく同時に行われます。

45日間の適法な審問会のタイムライン（および公平な審問官による決定）は、30日間の解決期間が終了した後、または次のうちのいずれかの場合に行われます：

- 解決会議を行わないと、保護者と学区が書面にて同意した場合
- 解決会議または調停会議で問題の議論を開始してから、合意の成立は不可であると保護者と学区が書面にて合意した場合
- 保護者と学区が、調停を継続する目的で30日間の解決期間の延長することに書面にて合意し、その後当事者のいずれかが調停プロセス手続きを中止した場合

45日間の審問のタイムラインの間に、当事者のいずれかの要請に対し審問官がさらに時間を与える（延長を許可する）ことに同意しない限り、以下のことが行われます：

- 必ず審問会を開催する必要があります
- 審問により決定が下される必要があります
- 保護者と学区の両方、ならびにオハイオ州教育省に対し、決定書のコピーが書留郵便で送られる必要があります

適法な審問会の少なくとも5日前に、保護者と学区は開示会議に参加しなければなりません。これは、審問会で発表される予定の情報を保護者と学区が確実に把握するためのものです。



### 公平な審問官により、適法な審問が実施されます

適法手続きの申立てが解決できない場合、公平な審問官による公式な審問会が実施されます。審問官は、適法な審問を行うようオハイオ州教育省による訓練を受けた弁護士でなければなりません。

審問官の費用は学区が負担しますが、審問官は中立的な第三者です。学区またはその他教育関係の公的機関に雇用されておらず、一方の当事者に有利な個人的、職業的利益を持たない人物です。

さらに審問官は、**IDEA**、連邦および州の法律や規制、そして裁判所が特別支援教育の判例をどのように解釈するかなど、特別支援教育に関する要件について深い知識があります。

審問の後、審問官は標準的な法的慣行に従って決定書を記述します。該当の学区またはオハイオ州教育省は、審問官および各審問官がもつ資格のリストを提供することができます。または、[education.ohio.gov](http://education.ohio.gov) にアクセスして**適法審問官**のキーワード検索を行うことができます。



## 審問の権利

適法な審問聴聞会では、保護者には以下の権利があります：

- ・ 審問内容の対象者であるお子さまを出席させること
- ・ 審問内容が一般に公開されるよう要請すること
- ・ 弁護士、または障害児に関する特別な知識を持った人物々に同行および助言を依頼すること
- ・ 根拠（証拠）の提示、証人との反対尋問（質問）、および証人の出席を要求をすること（学区が新しい問題の提起に同意しない限り、審問では適法手続きの申立てで提起された問題のみが扱われます）
- ・ 審問会の少なくとも5営業日前までに保護者に対し提示されなかった証拠を拒否すること
- ・ 費用を負担することなく、逐語的な書面での記録、または希望する場合は電子記録を受け取ります。そこには、結論や決定事項に関するあらゆる記録が含まれます。

### 弁護士ではない支持者が同行している場合

弁護士でない支持者が同行している場合、弁護士（法律家）の手数料（またはその他サービスの手数料）を他方の当事者から受けることはできません。弁護士は審問会で法律を執行することはできず、弁護士の関与は手続きの間に制限される場合があります。

## 緊急的適法手続きの申立てとタイムライン

緊急的な適法審問は、特定の特別支援教育に関する紛争のより迅速な解決を促進する、タイムラインの速い審問です。保護者や学区は以下の場合にのみ、緊急的審問の要請を行うことができます：

1. お子さまの教育上の配置（プログラムまたはサービス）に対する学区の決定に同意しない場合、およびそれが学校の懲戒によるものである場合
2. 障害徴候有無の決定に同意しない場合
3. お子さまの現在の教育上の配置（プログラムまたはサービス）が、お子さままたは他人を傷つける可能性が非常に高いと学区が判断した場合

緊急的な適法申立てには、15日間の解決期間、および審問のタイムラインとしての20授業日が含まれます。学区は、適法な申立てを受け取ってから7日以内に解決会議をスケジュールする必要があります。緊急的な適法審問会が終了した後、審問官は最終的な決定事項を記述し、それを10日以内に保護者と学区に提出します。緊急的適法手続きの申立てについては、解決のために時間が追加されることはありません。



## 決定への抗議

適法な審問会の終わりに審問官が下した決定は、権利の侵害を訴える当事者が決定より45日以内にオハイオ州教育省に直接抗議を行わない限り、最終的なものとなります。権利の侵害を受ける当事者とは保護者または学区のいずれかであり、審問官の決定が当事者に不利である（当事者が勝訴しなかった際）ことを意味します。

### 審問官の決定に異議を申し立てる方法

審問官の決定に異議を申し立てるには、抗議書のコピーを省、学区監督者にそれぞれ書面で送付する必要があります。省は州レベルの審査担当者（審査官）を指名し、適法手続きにおける決定の公正な審査を行います。審査官の費用は、オハイオ州教育省が負担します。審査官は、適法審問全体の記録を調べます。さらに、審査官は審問が適法手続きの要件に従っていることを確認し、必要に応じて追加の証拠を求めます。審査官は、保護者と学区に対し口頭または書面による主張を要求することができます。審査官が口頭での主張を検討する審問会を行う場合、適法な審問会で保護者に与えられた審問権利（25ページ参照）と同様の権利が与えられます。

#### 公平な審問官の決定に対して抗議を申し立てるには

審問官の決定を受けてから45日以内であれば、書面にて抗議（上訴）を行うことができます。上訴の提出先：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Dispute Resolution Section  
25 South Front Street  
Mail Stop 409  
Columbus, Ohio 43215

さらにサポートが必要な場合は、オハイオ州教育省特別支援児童オフィスまでご連絡ください。電話：  
(614) 466-2650、またはフリーダイヤル：(877) 644-6338。

### タイムライン/延長

省が州レベルの審査請求を受け取ってから30日以内に、審査官は、両親または学区のいずれかにより要求された延長を許可しない限り、決定書を発行します（ただし、緊急的な適法審問会からの上訴中に期間を延長することはできません）。また、審査官の結論および決定事項の逐次的な記録を、電子版または書面にコピーで受け取ることを要求することもできます。

### 連邦または州裁判所への上訴

州レベルの審査決定は、連邦または州の裁判所に上訴されない限り、最終決定事項となります。審査官の決定に同意しない（敗訴した）当事者は、審査官の決定から90日以内に連邦地裁へ訴訟を提起する権利を有します。学区の場合は審査官の決定通知を受けてから45日以内です。裁判所は記録を見直し、当事者の要請が当てはまる場合はさらなる証拠を考慮し、記録と証拠に基づいて最終決定を下します。裁判所に提起する上訴については裁判費用を負担しなければなりません。勝訴した場合、裁判所の決定により裁判費用と弁護士費用（28ページ参照）を受けられる場合があります。

## 適法手続き中のお子さまのステータス

- 保護者と学区がお子さまの教育上の配置の変更に同意しない限り、適法手続きの申立てが行われている間は、お子さまは現在の教育施設に留まらなければなりません。
- お子さまの現在の教育施設は、直近に実施されたIEPに記載されています。
- お子さまが学区の規則のため一時的な代替教育環境（IAES - 学校以外の一時的な学習環境）に置かれている場合、審問官が決定を下すまで、または学区の規則が終了するまでお子さまはその学習環境に留まります。
- 適法な申立て内容が学区へ参加に関わるものである場合は、保護者の許可を得た上で、お子さまは適法な手続きが完了するまで同学区に配置されます。
- 適法手続きの申立て内容が、法で定められている就学年齢に基づくサービスの開始に関するものであり、その理由がお子さまが3歳になり早期介入サービスを受ける資格がないというものであれば、学区は早期介入サービスを提供する必要がありません。
- お子さまが特別支援教育サービスをうける 資格を有し、保護者がサービスの提供開始に同意した場合、学区は保護者との間で紛争が起きていないサービスを提供しなければなりません。
- 教育上の配置の変更の適切性と審査官と保護者合意した場合、その配置は状況維持を目的とした州と保護者の間の合意内容として扱われなければなりません。

適法手続き（または適法手続きでの決定に対する上訴の手続き）において、本人を代理する弁護士（法律家）を雇う選択をいつでもできますが、法的費用は自己負担となります。 弁護士の雇用を選択し、適法な審問会に関連するすべての行為や手続きにおいて勝訴（有利な決定を受ける）した場合、裁判所は合理的な弁護士費用を学区に請求することができます。

### 学区が勝訴した場合

学区が勝訴した場合、裁判所は保護者に対し合理的な弁護士費用の支払いを命ずることがあります。 オハイオ州教育省または該当する学区が勝訴し、裁判所が次のいずれかを判断した場合、裁判所は保護者または保護者の弁護士に対し勝訴側の弁護士費用を支払うよう命じることができます：

- その行為は軽薄、不合理であった、または根拠がないものであったこと
- 行動が明らかに軽薄、不合理である、または根拠がないにも関わらず、法的措置を継続したこと
- 嫌がらせなど不適切な目的の行為、不要な遅滞を引き起こすもの、または法的サービスの費用を不要に増加させるものであったこと

### 法的サービスの費用が保護者または学区に返済するよう裁判者が命じた場合

法的サービスの費用手数料を保護者または学区に返済するよう裁判所が命じた場合、裁判所は合理的な金額を決定します。 弁護士費用は、訴訟または手続きが行われた地域の一般的な料金と、提供されるサービスの種類および質に基づいたものでなければなりません。 弁護士費用の裁定にあたっての裁判所の能力には、一定の制限があります。 以下のような場合、裁判所は弁護士費用を裁定することはできません：

- 学区が手続きの10日以内に書面にて紛争解決の提起を行い、保護者がそれを10日以内に受け入れず、裁定内容が学区の解決案よりも保護者にとって不利なものとなった場合
  - しかし裁判所は、保護者が訴訟において勝訴し、学区の和解案を受け入れないことが実質的に正当である（正当な理由があった）と判断した場合には、手数料を授与することができます。
- 保護者側の弁護士がIEP会議に参加する場合（行政審問会または裁判所の訴訟をうけての会議でない場合）
- 保護者側の弁護士が解決会議に参加する場合

### 弁護士費用の減額

以下の場合、裁判所は弁護士費用の授与額を減らすこともあります：

- 手続きの中で、保護者およびその弁護士が、非合理的に紛争の最終的な解決を遅らせた場合
- 保護者側の弁護士費用の額が、正当かつ同等なスキルや評判、経験をもつ他の弁護士による同様のサービスに対しコミュニティ内で一般的に定められている時給よりも法外に高価である場合
- 費やされた時間および保護者が受けた法的サービスが、行動や手続きの性質に対し過度なものである場合
- 保護者側の弁護士が、申立て通知の中で学区に適切な情報を提供していなかった場合

州または学区が訴訟や手続きの最終的な解決を不当に遅らせた、またはIDEAの手続き上の保護条項に違反していたと裁判所に発覚した場合は、上記のいずれも適用されません。

## 規律

### 障害児に対する懲戒の手続き

場合によっては、学区が現在の教育施設からお子さまを停学、退学、または他の方法で教育の提供を解除した後も、障害児に特別な教育サービスを提供し続ける必要があります（現在の教育上の配置についての詳細は、お子さまのIEPを参照してください）。

#### 教育上の配置と他の選択肢

お子さまが学校の規則に違反し、現在の配置されている教育機関で10日以下の連続した期間で停学となった場合、その期間中に学区は特別支援教育サービスを提供する必要がありません。お子さまが10授業日以上連続して停学となった場合、学校は別の教育施設（例：別の教室、建物、学生の自宅など）でも引き続き特殊支援教育サービスを提供しなければなりません。

学区が、同年度内に連続して10授業日間以上お子さまを停学させた場合、これは教育上の配置の変更とみなされます。

学区が、同年度内において別の場合で10日以上（合計日数）現在の教育施設からお子さまを停学させた場合、これがお子さまの教育上の配置の変更となるかを学区が判断する必要があります。この決定を行うにあたり、学区は以下の点を考慮する必要があります：

- お子さまが停学を受けた各期間の長さ
- 停学となっていた合計期間
- 各停学の間どのくらいの間隔があったか
- 停学を受ける以前の出来事における、お子さまと他の児童の間の行動の類似性

お子さまが学校の規則に従わなかったために教育上の配置の変更を行う際は、学区、保護者、IEPチームの適切なメンバーが障害徴候有無の決定内容を調査するために集合する必要があります。障害徴候有無の決定を調査する目的は、お子さまの行動が障害によって引き起こされたか、または障害と直接的かつ実質的な関係のあるものであったかを判断することです。



## 障害徴候有無の決定

懲戒的理由によりお子さまの教育上の配置を変更する前に、学区はお子さまの権利を保護するため一定の措置を講じる必要があります。1つのは、障害徴候有無の決定に関して会議を行うことです。これは、お子さまの行動が障害によって引き起こされたか、またはお子さまの障害と直接的かつ実質的な関係があったかどうかを判断するための会議です。つまり、お子さまの行動は障害が原因であるかということです。生徒のIEPチームは、お子さまの行動が教育上の配置の変更が決定されてから10日以内に障害が原因であるかどうかを判断します。

### ご注意ください

お子さまには学内の生徒と同じ規則が適用され、IEPに記載されているサービスを引き続き受けられますが、場所が変更される可能性があります。

### 障害徴候有無の決定に関する審査会議

障害徴候有無の決定の審査会議では、保護者およびその他のIEPチームメンバーが、お子さまのIEP、教師による記録観察、その他提供される関連情報を審査します。

この行動がお子さまの障害の徴候である場合、IEPチームが配置変更に同意しない限り、停学処分を受けた教育場所戻されます。

お子さまの行動が障害の徴候であると判明した場合、IEPチームは以下のことを行う必要があります：

1. 機能的な行動評価を10日以内に開始し、できるだけ早く完了する。機能的な行動評価とは、お子さまの環境の中で不適切な行動を引き起こす原因、そしてお子さまが肯定的な結果やフィードバックを受けるには代わりにどのように行動すべきかを教える必要があるかを判断する審査です。
2. 機能的な行動評価がすでに完了しており、それがその時点での懲戒関連している場合は、お子さまへの行動介入計画を開始する（行動介入計画とは、学校での不適切な行動に対し、学校が改善を試みるための具体的な方法を計画することです）
3. 行動介入計画がすでに存在する場合は、計画を見直した上で10日以内に必要な変更を行う



## 暫定的な代替（一時的および異なる）教育環境

暫定的代替教育環境（IAES）にお子さまを配置する決定は、お子さまのIEPチームによって行われます。IAESとは、一時的に普段と異なる環境でお子さま特別支援教育を受ける場所です。お子さまが学校の規則に違反したためにIEPチームが配置をIAESに変更する決定をした日に、学区は保護者にその決定を通知し、特別支援教育における保護者の権利に関するガイドを提供しなければなりません。

たとえお子さまの行動が障害によって引き起こされたものであっても、以下のことを行った場合、学区はお子さまをIAESに移転させることがあります：

- 凶器を持っていた場合
- 不法薬物を故意に保有または使用しているか、規制されている物質（例：麻薬、覚せい剤など）を売買しようとした場合
- 他人に重大な身体傷害を負わせた場合

これは一般的に、お子さまの登下校中、学校内、および学校行事の中で該当する行動を起こした場合に適用されます。

お子さまの行動が直接障害によって引き起こされたものでなかった場合、障害のない児童が受ける懲戒と同じ期間IAESに配置されることがあります。

お子さまの行動が障害に直接関連しているか、障害が原因となって学校の規則に違反した場合、保護者と学区が配置の変更不同意の限りは、行動介入計画またはIEPの変更事項の一環として停学処分を受けた教育施設に戻されなければなりません。

しかし、現在の教育上の配置（お子さまのIEPに従ったもの）を維持することで、お子さままたは他人に危害を及ぼす可能性が高くなると学区が判断する場合、IEP会議を行い懸念事項について議論を行うことがあります。保護者と学区が配置変更に関して合意に達しない場合、学区は緊急的な適法審問を求めることがあります。言い換えれば、迅速な解決のために速やかに審査される適法な審問を求められます（緊急的な適法審問については25ページを参照）。

### 教育上の配置の変更、または障害徴候有無の決定の見直しを目的とした審問への結論に同意しない場合

緊急の適法審問会を依頼し、お子さまの現在の懲戒や教育環境に関して、または障害徴候有無の決定の見直しの結論に対して異議を唱えることができます。（適法手続きについては24～25ページを参照）。緊急の適法審問会では、公正無私な審問官により、学区がお子さまの教育上の配置を変更した際に要項を遵守していたか、またお子さまの行動が障害の有無を表すものであったか否かを学区が示したかどうか判断されます。

上述の通り、お子さまが現在の教育上の配置を維持することで本人または他人の負傷などにつながる可能性が高いと学区が判断した場合、学区は緊急的に適法審問会の実施を要請することができます。（緊急適法手続きについては25ページを参照）。

### お子さまの行動が障害によるものであると疑われる場合

お子さまがIEPを持っていない場合、お子さまが学校規則に違反する前に次のことが生じていれば、障害のある児童として扱うよう学校に依頼することができます：

- 保護者が学校の指導員またはお子さまの教師に対し、お子さまが特別支援教育サービスを必要とする可能性があることを書面で説明した

- お子さま

- に対する評価を依頼したお子さまの教師、または他の学区従業員が、直接特別支援教育責任者または他のマネジメントスタッフに対しお子さまの行動パターンに関する懸念事項について話した

お子さまが特別支援教育の対象となるかを判断するため学区が評価を行うことに対し保護者が反対した場合、該当する学区はお子さまに対し障害のある児童としての扱いをしてはいけません。これは、保護者が特別支援教育および関連サービスを拒否した場合、またはお子さまが評価を受け、障害がないとチームが判断した場合も同様です。学区はお子さまに対し、障害のない児童と同様に行動する学生として教育を行うことができます。



# 障害をもつお子さまの、公費のみを使用した私立学校への配置

## 償還決定プロセス

お子さまを私立学校に入学させると決定した場合、学区が無料の適切な公立教育（FAPE）を申し出ている限りは、学区は私立学校の特別支援教育および関連サービスの費用を負担する必要はありません。学区がお子さまに対しFAPEを十分に提供していないと判断する場合は、適法手続きの申立てを提起するという選択肢があります。この場合は審問会が実施され、学区がお子さまにFAPEの提供を行ったか否かを公正な審問官が判断します（適法手続きについては21～27ページを参照）。適法手続きの中で、学区がFAPEの提供を行わなかったと審問官が判断した場合、保護者が私立学校への入学金の返済を求める権利があるとみなすことができます。

### 学費返済の減額または権利喪失

以下のうちいずれかが起きた場合、学区による学費返済額が減額されるか、返済を受ける権利喪失につながる場合があります：

- お子さまを退学させる前に開かれたIEP会議にて、IEPチームが提案する教育上の配置に保護者が同意しないという旨や懸念事項、および私立学校への入学を検討していることを伝えなかった場合
- お子さまを学区の教育から取り消す最低10営業日前までに、IEPに同意しないこと、および私立学校への入学を検討していることを学校に対し書面にて通知しなかった場合。10営業日とは、週末に重なる祝日も含まれます。
- お子さまが退学する前に、学区がお子さまの評価を計画していると適切な書面での通知を行ったにも関わらず、評価を受けられる状態にしなかった場合
- 裁判所により、保護者の行動が不当なものであったと判断された場合

### 学費返済を受ける権利の保護

以下の場合においては、学費返済（返済を受ける金額）が減額または拒否されることはありません：

- 保護者による申請書の提出を学区が妨げた場合
- 返済を受けるには申請書を提出する必要があると学区に告げられなかった場合
- 通知の提出が、お子さまに身体的な害をおよぼす可能性がある場合

また、以下の場合において、申請書が提出されなかったことにより返済額の減額や返済の拒否が適用されるべきではないと裁判所または審問官が判断する場合があります：

- 保護者が英語で読み書きできない場合
- 申請書の提出により、お子さまが深刻な精神的苦痛を受ける可能性がある倍





# 障害をもつ学生向け奨学金プログラムに関する保護者への通知

## どのような場合に通知を受けるか

障害をもつ児童に対し学区が評価を行う際、またはお子さまのIEPを開始、審査、見直しする際に、学区は保護者に対して自閉症児奨学金プログラムおよびジョン・ピーターソン奨学金プログラムについて案内する義務があります。

### 自閉症児奨学金プログラム

お子さまが自閉症のカテゴリーで特別支援教育サービスを受けている場合、自閉症児奨学金プログラムを利用する資格が適用されることがあります。当プログラムでは、お住まいの学区が運営するもの以外の特別支援教育プログラムを受けることができます。そこでも、お子さまは自身のIEPで説明されている教育およびサービスを受けることとなります。

プログラム利用資格の対象となるには、お子さまは以下の条件を満たす必要があります：

- お住まいの学区により、自閉症をもつと判断されている
- お住まいの学区にて現在利用しているIEPがあり、同IEPに対し保護者が同意し、それが完了されている
- 3歳以上である

自閉症児奨学金プログラムの情報については、オハイオ州教育省のウェブサイト ([education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)) にアクセスし、検索ボックスに **Autism Scholarship Program** と入力してください。または、[autismscholarship@education.ohio.gov](mailto:autismscholarship@education.ohio.gov) まで電子メールでお問い合わせください。

### ジョン・ピーターソン 特別ニーズ奨学金プログラム

お子さまが特別支援教育サービスを受けている場合、ジョン・ピーターソン 特別ニーズ奨学金プログラムを利用する資格が適用されることがあります。当プログラムでは、お住まいの学区が運営するもの以外の特別支援教育プログラムを受けることができます。そこでも、お子さまは自身のIEPで説明されている教育およびサービスを受けることとなります。

当プログラム利用資格の対象となるには、お子さまは以下の条件を満たす必要があります：

- お住まいの学区により、障害をもつと判断されている
- お住まいの学区にて現在利用しているIEPがあり、同IEPに対し保護者が同意し、それが完了されている
- グレード12で保育園に入る資格がある

ジョン・ピーターソン・ニーズ奨学金プログラムの情報については、オハイオ州教育省のウェブサイト ([education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)) にアクセスし、検索ボックスに **Jon Peterson Scholarship** と入力してください。または、[peterson.scholarship@education.ohio.gov](mailto:peterson.scholarship@education.ohio.gov) まで電子メールでお問い合わせください。

### 追加情報

奨学金プログラムの情報については、オハイオ州教育省ウェブサイトにてご覧いただけます：[education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)。

奨学金プログラムについての更なる情報やご質問については、非公立教育オプション事務所までお問い合わせください。電話：(614) 466-5743 またはフリーダイヤル：(877) 644-6338。

**Ohio** | Department  
of Education

[education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)